

禁止期間・体長等の制限

次の水産動植物は、採捕できない時期、大きさが決められています。これに違反して魚介類などをとったり、所持したり、売ったりした場合は、処罰されることになります。

●禁止期間

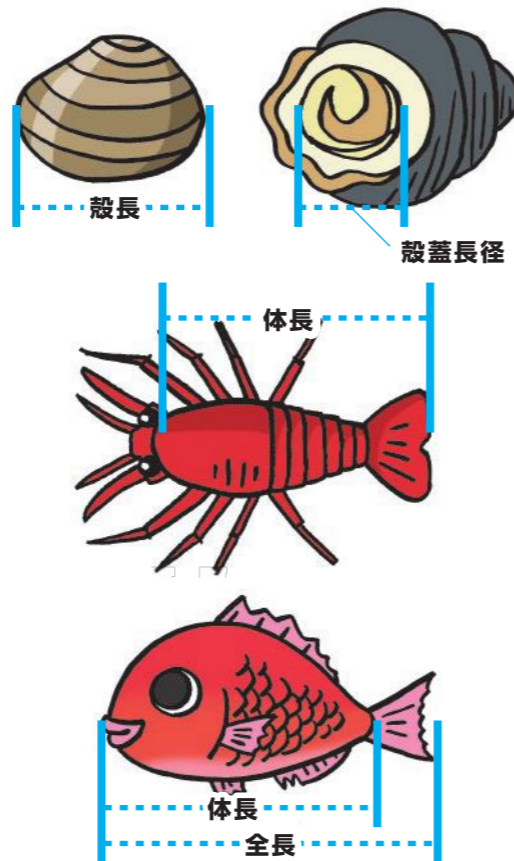
名称	禁止事項	備考
ばかがい	4月 1日 から 8月 31日 まで	
あわび	11月 1日 から 12月 31日 まで	
はまぐり	5月 1日 から 9月 30日 まで	
あゆ	1月 1日 から 5月 31日 まで	
てんぐさ	11月 1日 から 翌年3月 31日 まで	よりも・ながれもを除く
ほんだわら	4月 1日 から 10月 31日 まで	
いせえび	6月 1日 から 8月 31日 まで	
なまこ	4月 1日 から 5月 31日 まで	
まだい	7月 1日 から 9月 30日 まで	宇和海で、体長9cm以下のもの
いしだい	7月 1日 から 10月 31日 まで	体長9cm以下のもの

※瀬戸内海のまだいについては、瀬戸内海漁業取締規制第6条により7月1日から9月30日までの間、全長12cm以下のものは採捕してはいけません。

●体長等の制限

名称	制限の大きさ
あさり	殻 長 2 cm 以下 ※
はまぐり	殻 長 4 cm 以下
あわび	殻 長 10 cm 以下
さざえ	殻 蓋 長 径 2 cm 以下
くるまえび	体 長 8 cm 以下
いせえび	体 長 15 cm 以下
うなぎ	全 長 25 cm 以下
ぶり	全 長 15 cm 以下
かさご	体 長 7 cm 以下
めばる	体 長 7 cm 以下

※1円玉の大きさが丁度2cm



遊漁を楽しむみなさんへ

「ルールを守って楽しい遊漁を」

海は、自然に親しみ明日の活力を得る健全なレクリエーションの場です。一方、漁業者にとって海は、生産の場であり、生活の基盤です。漁業者と遊漁者の相互理解の中で、遊漁を楽しく行うため、漁場のマナー、遊漁に関する法律や規則を守りましょう。

秩序ある遊漁

- ◎海をきれいにしましょう。
(ビニール、空き缶、空瓶などのごみや、残餌、釣針、釣糸は責任をもって処理しましょう。)
- ◎漁具、養殖施設等の周辺及び操業中の漁船のまわりでは、釣りを慎みましょう。
- ◎遊漁を行う上での制限や禁止事項を守りましょう。

安全な遊漁

- ◎安全に心がけましょう。
(天候に注意して遭難防止に努めましょう。)
- ◎危険なところに立ち入らないようにしましょう。
- ◎港の入口等危険な場所での遊漁はやめましょう。



遊漁船では

- ◎出航から帰航までの間、船長及び業務主任者の指示に従ってください。
- ◎遊漁船の航行中は、むやみに立ち歩かないでください。
- ◎救命胴衣を着用しましょう。(磯等の上でも同様です。)
- ◎船からのまき餌釣りは禁止されています。



愛媛県内の沿岸域には共同漁業権が設定されています。遊漁者の方が、アワビ、サザエ、ワカメなどの水産動植物を採捕すると、漁業権侵害や漁業法又は愛媛県漁業調整規則違反となりますので採捕しないでください。

お問い合わせ

愛媛県農林水産部水産局水産課 (担当:漁業調整係)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4の2
電話 089-912-2620(直) FAX 089-947-3032 Eメール suisan@pref.ehime.jp